

第6章 事業に係る許認可、届出等

本事業の実施に際して必要となる法令又は条例の規定による許認可、届出等を表 6-1 に示す。

表 6-1 本事業の実施に係る許認可等

許認可等の種類	根拠法令	許認可等を行う者
鉄道事業の許可	鉄道事業法	国土交通大臣
鉄道施設における工事の施工の認可	鉄道事業法	国土交通大臣
建築物の確認	建築基準法	広島市長
既設道路の改築、占用	道路法	広島市長